

改正法  
2019春  
スタート!

応援します!

# あなたの会社の 働き方改革!

働き方のチェンジは  
業績UPの  
チャンスですよ!

<働き方改革>応援団長  
松木 安太郎氏

ご存知  
ですか!?

2019年より順次、改正法が適用されます!

NEW RULE

1

時間外労働の  
上限規制

月45時間  
年360時間 原則

2019年4月1日より施行  
※中小企業は2020年4月1日より施行

NEW RULE

2

年次有給休暇の  
時季指定

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より施行

NEW RULE

3

同一労働  
同一賃金

正規と非正規の不合理な  
待遇差を禁止

2020年4月1日より施行  
※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については  
2021年4月1日より適用



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ  
[www.mhlw.go.jp/hatarakikata/](http://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/)

働き方改革 厚労省

検索



中小企業・小規模事業者の方々への様々な支援があります。 [詳しくはウラ面へ](#)





## 働き方改革を行うに当たって、以下の対応はお済みですか!?

- 時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。
- 労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届け出が必要です。
- 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。
- 非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

## よく分からないという方へ、各種サポート(無料)があります!



### 無料相談窓口

「働き方改革」に関連する様々なご相談にワンストップで対応します!

### 働き方改革推進支援センター

※都道府県労働局、労働基準監督署でも相談支援を行っております。



### 助成金制度

各種助成金で生産性向上や業務効率化、魅力ある職場づくりなどを支援します!

- 時間外労働等改善助成金
- キャリアアップ助成金
- 業務改善助成金



### 支援ツール 情報提供

「働き方改革」を支援する便利なツールや、役立つ情報を提供しています!



- 36協定届作成支援ツール
- 就業規則作成支援ツール (2019年3月末公開)

サイト内にある入力フォームから必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。



- 同一労働同一賃金 取組手順書



- 働き方・休み方改善ポータルサイト



- 確かめよう労働条件



- 賃金上げに向けた生産性向上を支援します!







# 「働き方改革」に取り組む 事業主の皆様を支援します

人手不足に対応  
するには

助成金を  
利用したい

非正規労働者の  
待遇を改善したい

賃金引上げに活用できる  
国の支援制度を知りたい

顧客や従業員の  
研修会を開催したい

労働時間や勤務形態を見直したい

36協定・就業規則に  
ついて詳しく知りたい

勤務時間

残業

時短

フレックス

年休

事業主の皆さまの「お悩み」に  
専門家（社会保険労務士）がお答えいたします

STEP1

電話・メール  
でご相談ください

STEP2

専門家を派遣し、  
お手伝いいたします

相談  
支援 **無料**

滋賀働き方改革推進支援センター

事業内容

電話相談

メール相談

出張相談

相談会開催

セミナー開催

どうぞお気軽に、  
ご相談ください

電話

0120-100-227

URL

[www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/](http://www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/)

e-mail

[hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp](mailto:hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp)

開設時間

9：00～17：00（土日祝・盆休み・年末年始除く）

住所

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階  
滋賀経済産業協会内







事業所名			ご担当者名		
住所	〒		業種		
電話			F A X		
E-m a i l			@		
訪問希望日	令和	年	月	日	( )
	令和	年	月	日	( )
	令和	年	月	日	( )
相談内容	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 労働時間・労務管理 <input type="checkbox"/> 賃金引上げ		<input type="checkbox"/> 人手不足について <input type="checkbox"/> 助成金全般について		<input type="checkbox"/> その他 ( )

## 具体的な支援事例

- 従業員 10名(うち、非正規0名)
- 業種 設備工事業

### 【支援前の状況】

- ・ 求人票を出しても見向きもされない。入社された労働者も定着しない。
- ・ 就業規則に育児休業等も盛り込み、求人充足に活用を図るとともに、社員にも周知したい。

### 【専門家(社会保険労務士)の助言内容】

#### 人手不足解消に係る手段を提案

- ・ 会社の現状(労働時間・休日の状況)をヒアリングし、労働時間制度は1年単位の変形労働時間制が最も適合している旨を提案(複数の制度を提案し、各制度のメリット・デメリットを説明した上で、事業主が選択)
- ・ 育児休業・介護休業規程について、現行法の内容を説明の上、就業規則への記載を提案
- ・ 労使協定の過半数代表者の選出方法を説明

### 【支援後の効果】

- ・ 専門家が提案した内容を事業主自らが理解した上で、1年単位の変形労働時間制を採用した。
- ・ 更に、育児・介護休業制度を改定し、人材定着に向けた職場づくりに取り組んでいる。
- ・ 上記取組により、社員が自身の労働条件を正確に把握できるようになった。

## 働き方改革関連法の主なポイント

1

時間外労働の  
上限規制

月45時間  
年360時間

原則

2019年4月1日より  
※中小企業は2020年4月より

※臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、  
複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。  
原則である月45時間を超えることができるのは月6回までです。

2

年次有給休暇の  
時季指定

毎年5日

確実に  
取得

2019年4月1日より

3

同一労働  
同一賃金

正規と非正規の不合理な  
待遇差を禁止

2020年4月1日より

※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用  
労働者については2021年4月より適用

「何からはじめればいいのかわからない」とお悩みの事業主のみなさま  
「お悩み」解決に向けて、一緒に取り組みましょう！





厚生労働省委託事業

平成31年度  
中小企業・小規模事業者に対する  
働き方改革推進支援事業

受託：（一社）滋賀経済産業協会

相談  
支援 **無料**

# 働き方改革 相談会

秘密厳守

事前予約

会場：滋賀県内各 **ハローワーク**

## ハローワークでの相談窓口開設日

会場		2019年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
湖北	ハローワーク長浜 長浜市南高田町字辻村110	23日 (火)	20日 (火)	17日 (火)	15日 (火)	19日 (火)	17日 (火)	21日 (火)	18日 (火)	17日 (火)
湖西	ハローワーク高島 高島市安曇川町末広4丁目37	23日 (火)	20日 (火)	10日 (火)	8日 (火)	12日 (火)	10日 (火)	14日 (火)	10日 (月)	10日 (火)
湖東	ハローワーク彦根 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎1階	10日 (水)	28日 (水)	11日 (水)	9日 (水)	13日 (水)	11日 (水)	8日 (水)	12日 (水)	11日 (水)
	ハローワーク東近江 東近江市八日市緑町11-19	22日 (月)	26日 (月)	25日 (水)	28日 (月)	25日 (月)	23日 (月)	27日 (月)	25日 (火)	23日 (月)
湖南	ハローワーク大津 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎	18日 (木)	1日 (木)	5日 (木)	3日 (木)	7日 (木)	5日 (木)	9日 (木)	6日 (木)	12日 (木)
	ハローワーク甲賀 甲賀市水口町本町3丁目1-16	9日 (火)	20日 (火)	10日 (火)	8日 (火)	12日 (火)	10日 (火)	14日 (火)	18日 (火)	10日 (火)
	ハローワーク草津 草津市野村5丁目17-1	10日 (水)	21日 (水)	11日 (水)	9日 (水)	13日 (水)	11日 (水)	8日 (水)	12日 (水)	11日 (水)

○前日午前中までに電話またはFAXでお申し込みください。

当日でも相談時間に予約がない場合は受付可能です。

○相談会の時間は、①13:30 ②14:30 ③15:30 各1時間

(長浜のみ ①13:00 ②14:00 各1時間)



申込み先  
(問い合わせ)

### 滋賀働き方改革推進支援センター

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボ21 5階 (滋賀経済産業協会内)



**0120-100-227**

URL

<http://www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/index.html>



裏面の申込書に記入してFAXで  
お申し込みください

FAX送信先：077-526-3577

前日午前中までに予約してください。当日時間までに会場へお越しください。



# 働き方改革 相談会 参加申込書 FAX:077-526-3577

## ①ハローワーク相談会の申し込み

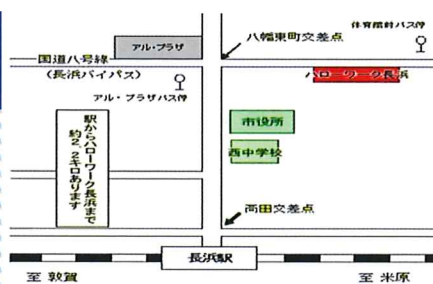
事業所名		氏名	
住所	〒 -	電話番号	
希望月	*いづれかに○ 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 <small>※表面の日程表を参照してください</small>		
希望日	<small>※表面の日程表を参照してください</small>	希望時間	①13:30~ ②14:30~ ③15:30~ <small>*いづれかに○ (長浜のみ ①13:00~ ②14:00~)</small>
会場	*いづれかに○ 長浜 高島 彦根 東近江 大津 甲賀 草津 <small>※表面の日程表を参照してください</small>		

## ②専門家派遣の申し込み (直接事業所様へ訪問して、働き方改革のご相談に応じます。)

専門家派遣の希望	希望する	・	なし
専門家派遣についての説明を	希望する	・	なし

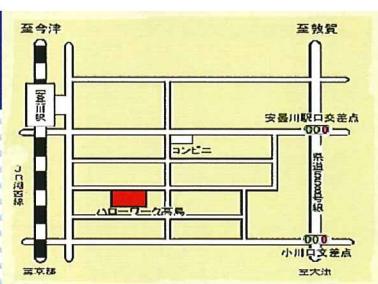
**ハローワーク 長浜**

〒526-0032  
長浜市南高田町  
字辻村110



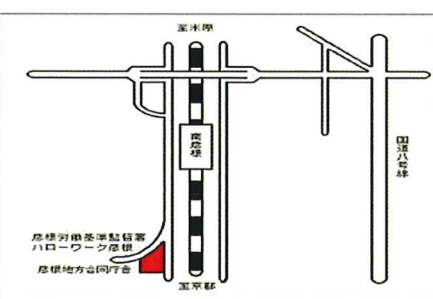
**ハローワーク 高島**

〒520-1214  
高島市安曇川町  
末広4丁目37



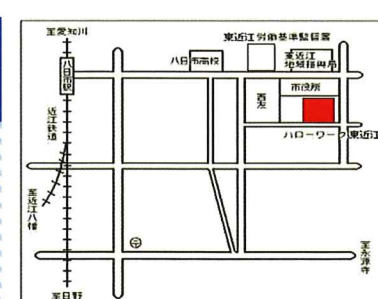
**ハローワーク 彦根**

〒522-0054  
彦根市西今町58-3  
彦根地方合同庁舎



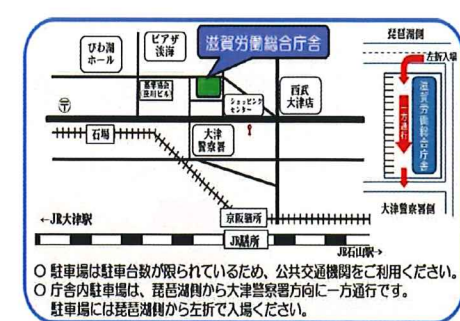
**ハローワーク 東近江**

〒527-0023  
東近江市八日市  
緑町11-19



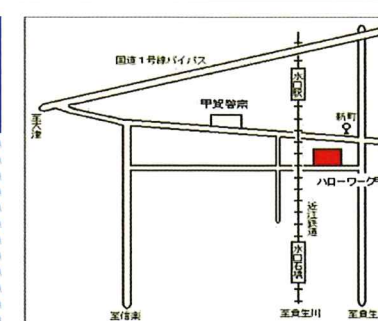
**ハローワーク 大津**

〒520-0806  
大津市打出浜  
14番15号



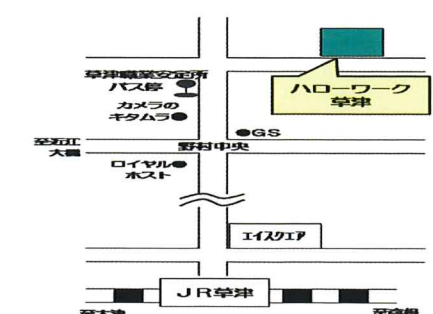
**ハローワーク 甲賀**

〒528-0031  
甲賀市水口町本町  
3丁目1-16



**ハローワーク 草津**

〒525-0027  
草津市野村5丁目  
17-1



事業主のみなさまのお悩みに  
専門家（社会保険労務士）が  
お答えいたします。  
お気軽にご相談ください。